

市立豊中病院医事業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1. 実施目的

市立豊中病院（以下「病院」という。）では、医事業務を遅滞なく円滑に運営することを基本とし、事業者の経験豊富なノウハウと実績を活用するにあたり、委託業者を公募型プロポーザル方式より選定するものとし、その選定に必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務概要

(1) 業務名

市立豊中病院医事業務

(2) 業務内容

委託業務は下記の内容とし、業務内容は別添「市立豊中病院医事共通仕様書」「市立豊中病院医事業務別仕様書」のとおりとする。

- a. 初再診窓口業務
- b. 入金業務
- c. 外来診療費の料金会計業務
- d. 収納管理業務
- e. 未収金管理業務
- f. 救急科窓口業務
- g. 外来診療報酬請求業務
- h. 入退院窓口業務
- i. 入院確認等業務
- j. 入院診療報酬請求業務
- k. 諸証明窓口業務
- l. 各種請求業務
- m. 総合案内業務
- n. 外来ブロック受付業務

(3) 委託期間

2019年7月1日から2020年9月30日までとする。

(4) 予算額

委託料の上限は 35,000,000円/月額（消費税及び地方消費税を除く）とする。

3. 担当部局所管課

市立豊中病院 事務局 医事課

4. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たす

者とする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 企画提案書等の提出期限時点において平成 30 年度豊中市入札参加資格を有すること。
- (3) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 条）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画許可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

5. 参加表明手続・企画提案書等作成要領

(1) 提案内容

本業務の目的、仕様書の内容を十分に理解したうえで、次の様式により企画提案書等を作成してください。

(2) 提案書等の様式

	提出書類の内容	部数	内 容	様 式
①	参加申込書		正本のみ企業代表者印(豊中市へ業者登録を行っている印鑑。以下同じ)を押印し、残りの副本13部は複写可とします。	様式1
②	会社概要		<ul style="list-style-type: none"> ■商号又は名称 ■代表者名 ■設立年月日 ■本店所在地 ■営業拠点数 ■従業員数 ■資本金 ■沿革 ■業務内容 ■ISO登録の有無 ■プライバシーマーク認定の有無 	様式2
③	業務受託実績		500床以上の病床数を有する病院における医事業務受託実績	様式3
④	従事者		<ul style="list-style-type: none"> ■管理責任者の氏名、居住地、生年月日 ■管理責任者の資格 ■管理責任者の経歴 ■従事者配置計画 ■組織図 	様式4
④	業務体制		<ul style="list-style-type: none"> ■人材確保の考え方と、取組み ■業務従事者の配属条件、求める資質の考え方、取組み ■教育研修の考え方、取組み、内容、スケジュール ■個人情報保護及び情報セキュリティの考え方、取組み、体制 ■従事者に対する業務指導及び監査の考え方、取組み、体制 	様式5
⑤	業務内容		<ul style="list-style-type: none"> ■患者サービス向上の考え方、取組み、体制 ■レセプト点検並びに返戻、査定防止、削減並びに請求精度向上の考え方、取組み、体制及び査定率の目標値 	様式6

			■未収金の発生防止と回収への取組み、体制	
	見積書		■見積価格は妥当か ■内訳	様式7

(3) 提出方法

- ①事務局あてに持参（土日及び時間外は受け付けない。）又は送付（郵送等）による。
持参による提出する以外の場合にあつては、事務局に対し、提出書類の到達について確認すること。
- ②提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とします。
- ③提出書類に不備等が発見された場合は補正を求めることがあります。
- ④提出期限後の差替えは認めません。（市立豊中病院が補正等を求める場合を除く。）

(4) 提出先

市立豊中病院 事務局 医事課 担当:中村・秋田・豊田・橋田
 住 所：〒560-8565 豊中市柴原町4丁目14番1号
 電 話：06-6843-0101（内線：3170）
 E-mail：hiji@city.toyonaka.osaka.jp
 市立豊中病院ホームページ URL：<https://www.chp.toyonaka.osaka.jp/>

(5) 提出期限：2019年2月14日（木）午後5時15分必着

(6) 提出部数

提出部数：正本1部、副本13部
 形 式：A4 縦左端綴

※提出資料は項目毎のインデックスを付け、全体をフラットファイル等で綴ること。

(7) 注意事項・著作権の取扱い等

- ・提出書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出に応じません。
- ・提出書類等の著作権は提案者に属しますが、審査等において必要な範囲で複製を行なう場合があります。

6. 質疑応答等

本要項及び仕様書について質問がある場合は、質問書（様式8）に記入のうえ、事務局あてにメールで提出してください。

【質問書提出期限】2019年1月21日（月）午後5時15分まで

質問への回答は、個別には回答せず、2019年1月28日（月）に市立豊中病院のホームページに掲示します。

7. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ・本案件期間中に、上記4. で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・上記2. (4) 委託料の上限を超える提案を行ったとき
- ・提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・提案期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき
- ・プレゼンテーション審査に欠席した場合
- ・一団体で複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるものの、ほか企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

8. 審査方法

(1) 審査方法

- ・市立豊中病院職員で構成する審査委員会を設置し、審査します。
- ・審査はプレゼンテーション審査とします。
- ・審査は、(2) で定める審査項目に基づき、各委員が採点を行う方式とします。
- ・審査は、各委員が企画提案書等、ヒアリング及びプレゼンテーションの内容で審査して採点し、全委員の合計得点が最も高い提案者を第一優先交渉者に選定します。ただし、合計得点の最も高い提案者が2者以上あったときは、当該提案者の中から委員の多数決によって、第一優先交渉者を選定します。また、合計点数が満点の50%以上を満たす提案者がいない場合は、第一優先交渉者を選定せず、別途、再審査あるいは再募集を行うものとします。
- ・審査(プレゼンテーション)の内容は以下のとおりです。
 - ①発表時間等：30分程度(1提案者につき20分程度のプレゼンテーションのあと、質疑・応答することとします。)
 - ②機 材 等：パワーポイント等使用する場合は必要な機材はすべて、提案者が用意すること。スクリーン、プロジェクター、電源の貸し出しが必要な場合は事前に申出ること。
 - ③プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる担当者とする。
 - ④そ の 他：当日の出席者は1提案者あたり3名以内(プレゼンテーションを行う者を含む)とし、すべて提案者の雇用する従業員とします。

(2) 審査項目

評価事項		評価項目	評価内容	配点
業者 評価	業務受託 実績	500床以上の病床数を有する 病院における医事業務受託実績	実績数に応じて、評価する	5点
業務 提案 評価	従事者	管理責任者の資格、経験	管理責任者としての資格及び 経験が適格であること。	10点
		従事者配置計画	業務内容を理解し、適切で合理的、かつ効率的な人数の従事者を組織的に配置する計画が策定され、積算根拠が適切であること。	
業務 体制	業務体制	人材確保の考え方、取組み	継続的、安定的な業務遂行が可能な人材確保の対策が取られていること。現行の業者でない場合は、人材の引継ぎについて考慮されていること。	25点
		業務従事者の配属条件、求める資質の考え方、取組み	業務に適した経験やスキルを有する者を配置されていること。	
		教育研修の考え方、取組み、内容、スケジュール	効果的な教育研修の計画が策定され、それによりスキルアップと業務の質の向上が図られていること。	
		個人情報保護及び情報セキュリティの考え方、取組み、体制	実効性の高い取組み、体制が取られていること。	
		従事者に対する業務指導及び監査の考え方、取組み、体制	定期的に指導及び監査が行なわれ、それにより適正かつ確実な業務が確保される取組み、体制が取られていること。	
		患者サービス向上の考え方、取組み、体制	患者本位のサービスの提供が行なわれ、具体的な取組み、体制が取られていること。	
業務 内容	業務内容	レセプト点検並びに返戻、査定 の防止の考え方、取組み、体制	レセプト点検するための工夫が見られ、具体的な取組み、体制が取られていること。	40点

		レセプト請求精度向上の考え方、取組み、体制	レセプト請求精度向上について、具体的な取組み、体制が取られていること。	
		未収金の発生防止と回収への取組み、体制	実効性の高い取組み、体制が取られていること。	
金額 評価	委託料	委託料の価格	提案金額に応じ、評価する。	20点

(3) 審査スケジュール

審査（プレゼンテーション）：2019年2月21日（木）

※日程、時間、場所等の詳細は、提案者全てに別途通知します。

(4) 結果通知

審査結果は、全ての提案者に対して、2019年2月25日（月）以降に文書で通知します。なお、病院と仕様並びに価格等協議の上、病院の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、第一優先交渉者の通知をもって本業務の受託者を約するものではありません。

9. 契約について

- ①契約内容及び仕様については、採択された提案書をもとに、病院と詳細を協議します。この際、改めて病院から提案内容の説明を求めることがあります。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがあります。
- ②本業務に係る契約締結日は2019年4月1日とします。但し平成31年度予算の議決が得られなかったときは、契約の締結を取りやめます。
- ③契約保証金は、豊中市財務規則の定めるところによります。

10. 募集日程

項 目	期 限
募集要項等の公表	2019年1月15日（火）
質問事項の締切	2019年1月21日（月）午後5時15分まで ※応募に関する質問（様式8）は電子メールで受け付け、個別には回答せず、市立豊中病院のホームページに掲示します。
質問事項への回答	2019年1月28日（月）
企画提案書等の提出	2019年2月14日（木）午後5時15分必着
審査（プレゼンテーション）	2019年2月21日（木）
審査結果の通知	2019年2月25日（月）発送予定

11. 留意事項

- ①提出書類の作成経費や旅費等の必要経費等は提案者の負担とします。
- ②審査委員会の構成員、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けません。
- ③企画提案書の提出前または提出後に本案件への参加を取り下げる場合には、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、文書（様式は任意）で豊中市病院事業管理者に通知すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしません。
- ④質問事項の締切以降、事業に係る質問は受け付けません。

12. 事務局（提出先・問い合わせ先）

市立豊中病院 事務局 医事課 担当：中村・秋田・豊田・橋田

住 所：〒560-8565 豊中市柴原町4丁目14番1

電 話：06-6843-0101（内線：3170）

E-mail：hiji@city.toyonaka.osaka.jp

市立豊中病院ホームページ [URL:https://www.chp.toyonaka.osaka.jp/](https://www.chp.toyonaka.osaka.jp/)